

地域密着型小規模特別養護老人ホームなの花運営規程

第 1 章 総 則

(目的及び基本方針)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人すいよう会が運営する地域密着型小規模特別養護老人ホームなの花（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することを目指す。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第 2 条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称：地域密着型小規模特別養護老人ホームなの花

(2) 所在地：新居浜市郷三丁目 16 番 58 号

(利用定員)

第 3 条 施設の利用定員は 29 名とする。

(1) ユニット数：3 ユニット

(2) ユニットごとの利用定員：10 人定員が 2 ユニット

9 人定員が 1 ユニット

第2章 職員及び職務内容

（職員）

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を満たした上で、次のように配置する。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。

職 種	特養（非常勤人数）	短期（非常勤人数）	備考
管理者	1 名		短期と兼務
生活相談員	1 名以上		
介護職員	9 名以上	6 名以上	
看護職員	1 名以上	1 名以上	
介護支援専門員	1 名	0 名	
機能訓練指導員	（1 名）		短期と兼務
医師	（1 名）非常勤 嘱託		本体施設と兼務
栄養士	1 名		本体施設と兼務

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

3 施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（職 務）

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。

（2）生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助。行事等の企画立案・実施に関する業務に従事する。また、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画に繋げる。

（3）介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(4) 看護職員

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(5) 機能訓練指導員

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は、その機能減退を防止するための訓練に従事する。

(6) 介護支援専門員

利用者の居宅生活への復帰を念頭に置きながら地域密着型施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入所者の満足度を高める業務に従事する。

(7) 医師

利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(8) 栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。また、調理員の指導等、食事業務全般並びに栄養指導に従事する。

(9) 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員は、別に定める「介護マニュアル」等、各業務マニュアルを遵守する。

3 日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1名以上の介護職員等を介護に従事させる。
また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

(職員の質の確保)

第6条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 施設は、利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第3章 サービスの内容及び利用料

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）を提供した際には、利用者から利用料の一部として、施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 施設が提供する食事 : 1日あたり 1,600円

: (但し、負担段階に応じた上限額。)

(2) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

: 要した費用の実費相当

(3) 理美容代金 : 1回 2,000円 (但し、パーマ等は別途料金を徴収。)

(4) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

: 要した費用の実費相当

(5) 居住費 : 1日あたり2,120円 : (但し、負担段階に応じた上限額。)

(6) 外泊、入院中等の居室確保料 : 1日あたり2,120円

: (但し、負担段階に応じた上限額。)

: (ショートステイで、空床利用する場合は、料金は発生しない。)

(7) 自立支援費 : 150円・・・1日あたり (経管栄養の方を除く)

: 当施設では、水分摂取への支援に力を入れており、食事以外で提供する水分費用

(8) 預かり金管理費 : 50円・・・1日あたり

- (9) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

第4章 運営に関する事項

(入退所)

- 第8条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し施設サービスを提供する。
- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、管理者、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者が施設サービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(施設サービス計画の作成)

第 10 条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前 2 項及び前 3 項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(介 護)

第 11 条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

6 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第 12 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

3 食事の提供時間や場所については、利用者の希望に沿うように努める。

（相談・援助）

第 13 条 施設は、常に利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜提供等）

第 14 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

（機能訓練）

第 15 条 施設は、利用者に対し、機能訓練計画に基づいてその心身の状態等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（健康管理）

第 16 条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(利用者の入院期間中の取扱)

第 17 条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するように努める。

第 5 章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第 18 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 19 条 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録する。

4 施設は、事故の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を月 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ることとする。

5 指針を整備し、研修を定期的に（年 2 回以上）実施するものとする。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 20 条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

3 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年 2 回以上）に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 7 章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第 22 条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第 23 条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を行う。
- 3 施設は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、おおむね3月に1回以上委員会を開催し、指針の整備、並びに従業者に対し年2回以上の研修及び訓練を実施するものとする。

(重要事項の揭示)

- 第24条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。
- 2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載し、公表するものとする。

(秘密保持等)

- 第25条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(身体拘束等)

- 第26条 施設は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に「身体拘束同意書」の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。
- 2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 3 身体拘束廃止に関する指針を整備し、身体的拘束適正化検討委員会を独立して設置するものとする。また、研修を定期的実施するものとする。新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施するものとする。

(虐待防止)

第 27 条 施設は、虐待防止委員会を設置し、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し、責任者及び担当者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第 28 条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、入所者の安全確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための生産性向上委員会を設置し、定期的に開催するものとする。

(苦情処理)

第 29 条 施設は、その提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 30 条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(運営推進会議)

第 31 条 施設は、提供する福祉施設サービスを開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者家族、地域住民の代表者、新居浜市又は地域包括支援センター職員及び地域密着型介護老人福祉施設についての知見を有する者で構成する。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね 2 月に 1 回以上とする。
- 4 運営推進会議は施設の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(記録の整備)

第 32 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(法令との関係)

第 33 条 この規程に定めのないことについては、厚生省令、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成 23 年 2 月 14 日から施行する

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する